日調連発第２８６号
平成２７年１月３０日

各土地家屋調査士会長　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正における登記所ごとに別に定める日について（参考送付）

法務省民事局民事第二課長から、法務局民事行政部長及び地方法務局長（富山及び福島以外は、参考送付）あて標記の依命通知が発せられましたので、参考のため送付します。

法務省民二第６２号
平成２７年１月２１日

法務局民事行政部長　殿
地方法務局長　殿
（富山及び福島以外は，参考送付）

法務省民事局民事第二課長
（　公　印　省　略　）

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正における登記所ごとに別に定める日について（依命通知）

標記については，平成２６年１２月２５日付け法務省民二第８５２号法務省民事局長通達（以下「本通達」という。）において，本通達の別紙の３及び８については平成２７年２月２３日以降の登記所ごとに別に定める日から実施することとされたところですが，当該登記所ごとに別に定める日（本年２月分）については，下記のとおりとされましたので，通知します。

記

１　平成２７年２月２４日（火）
　富山地方法務局　魚津支局
　福島地方法務局　相馬支局
　　同　　白河支局
　　同　　若松支局
　　同　　二本松出張所
２　平成２７年２月２５日（水）
　富山地方法務局　高岡支局
　　同　　砺波支局
　福島地方法務局　いわき支局
　　同　　田島出張所

同　　富岡出張所

３　平成２７年２月２６日（木）

富山地方法務局

福島地方法務局

同　　郡山支局